

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年9月17日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
（仮称）イオンモール草津
草津市新浜町193番2 ほか250筆
- 2 変更しようとする事項
 - (1)変更前
 - ア 添付書類（法第5条第2項）・6 来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法・
「（3）その他設置者が行う交通対策等」
 - (ア)（変更後のとおりの文言を追加する）
 - (イ)公共交通機関（路線バス）の運行
現在、近傍の主要な鉄道駅から当該施設へ路線バス等の運行をするようバス運行会社と協議中である。開店後は、新聞折込広告やフロアガイド、ホームページ等で公共交通機関利用の呼びかけをし、自家用車での来店を軽減する。
 - (ウ)（変更後のとおりの文言を追加する）
 - (エ)（変更後のとおりの文言を追加する）
 - (オ)（変更後のとおりの文言を追加する）
 - イ 添付書類（法第5条第2項）・6 来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法・
「（2）経路等を来店者に知らせる方法」
 - (ア)看板の設置
適切な場所に案内看板を設置し、来店車両を円滑に誘導する。
 - (イ)交通整理員の配置
交通誘導員を出入口や場内の主要な場所に適宜配置し、円滑な誘導に努める。繁忙時には、警備員を増員し周辺道路への影響が出ないように配慮する。
 - ウ 届出書（法第5条第1項）・6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項・
「（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻」
 - (ア)A棟 核店舗（株式会社マイカル） 8:00～24:00
 - (イ)A棟 専門店（その他小売店） 9:00～23:00
 - (ウ)B棟 専門店（その他小売店） 9:00～23:00
 - エ その他提出書類・2 その他立地法の指針に関する事項・「（4）防災・防犯対策への協力」
 - (ア)（変更後のとおりの文言を追加する）
 - (イ)定期的に店舗内および周囲・駐車場・駐輪場等について、警備員の巡回を行う。
 - オ 届出書（法第5条第1項）・6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項・
「（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯」
 - (ア)A-1、A-2 7:30～翌0:30
 - (イ)A-3、A-4 7:30～22:00
 - (ウ)A-5、A-6、A-7、A棟4F、A棟5F、A棟6F、B-1、B-2、B-3、B棟屋上、C-1 7:30～翌0:30
- (2)変更後
 - ア 添付書類（法第5条第2項）・6 来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法・
「（3）その他設置者が行う交通対策等」
 - (ア)広域誘導による来退店経路の分散
同時期に開業するフォレオ大津一里山の出店の影響を加味した広域の交通量予測およ

び、国道1号各交差点においての国道1号流入道路渋滞調査結果より、国道1号、国道1号流入道路や県道近江八幡大津線の交通混雑が予想されるため、当初計画にある来店誘導経路の分散を、広域的に誘導看板設置等により実施するとともに、バス路線整備による自家用車利用での来店者の低減、周辺道路の混雑状況等の情報発信による来退店時間の分散等、交通混雑低減策を実施する。

(イ) 公共交通機関（路線バス）の運行

現在、近傍の主要な鉄道駅から当該施設へ路線バス等の運行をするようバス運行会社と協議中であり、平成20年8月末時点では、JR南草津駅とイオンモール草津を結ぶ2路線、JR瀬田駅とイオンモール草津を結ぶ1路線の整備を予定しているが、今後、その他の路線整備（計画地西側からの経路等）についても継続してバス運行会社と協議し路線整備に努める。

開店に際しては、新聞折込広告やホームページ等にてバス路線・時刻表等を広報する他、核テナントの低価格宅配サービスなど手荷物軽減対応を実施し、公共交通機関の利用促進に努める。

また、当社施設の従業員にも公共交通を利用した通勤の促進に努める。

なお、今まで地域に整備されていなかった経路にバス路線を整備することにも配慮し、当社施設のお客さまのみならず、駅方面への移動など地域に住まわれる方々の日常生活の利便性向上や、公共交通を利用するライフスタイルの構築に貢献する。

(ロ) (仮称) 琵琶湖養育院病院南東交差点周辺の交通対策

(仮称) 琵琶湖養育院病院南東交差点は誘導経路としていないが、現状でも近江大橋へのアクセス道路として多くの方々が利用されている道路であるので、誘導看板の設置の他、広告、お帰りルートマップ等での広報を行い、計画誘導経路を利用しただけよう努める。

また、交差点の改良等についても関係機関と継続して協議を行い実施に努める。

(I) 従業員の通勤車両の低減

県道大津草津線等の通勤時間帯の混雑状況に配慮し、本店舗の従業員の通勤については、公共交通機関（路線バス等）の利用や相乗りを促し通勤車両の低減に努める。

(オ) 開業後の対応

開業後に慢性的な交通渋滞等の問題が生じる場合には、当社と地域住民との協議の場を設けるとともに、警察機関、道路管理者等、関係機関と継続して協議を行い、広域的に、有効かつ適切な対策を検討し実施に努める。

イ 添付書類（法第5条第2項）・6 来客の自動車駐車場に案内する経路および方法・

「(2) 経路等を来店者に知らせる方法」

(ア) 看板の設置

店舗周辺および広域の適切な場所に案内看板を設置し、来退店車両の円滑な誘導と来退店経路の分散を図る。

周辺の生活用道路への来退店車両の進入を防止ならびに近隣住民の交通安全対策として、進入をご遠慮いただくような看板等の設置を検討する。

(イ) 交通整理員の配置

交通誘導員を出入口や場内の主要な場所に適宜配置し、円滑な誘導に努める。繁忙時には、警備員を増員し周辺道路への影響が出ないように配慮する。

周辺の生活用道路への来退店車両の進入を防止ならびに近隣住民の交通安全対策として、交通誘導員の配置を検討する。詳細については、看板設置と併せ地域住民・道路管理者・警察機関等と協議する。

その他、開店特別繁忙時においては、初めて来られるお客さまへの、来退店経路の周知徹底のため、仮設誘導看板の設置、交通誘導員配置について、関係諸官庁と協議し対策を講じる。

ウ 届出書（法第5条第1項）・6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項・

「(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻」

(ア) A棟 核店舗（株式会社マイカル） 9:00 ~ 24:00（年間60日以内8:00 ~ 24:00）

(イ) A棟 専門店（その他小売店） 9:00 ~ 23:00

(ウ) B棟 専門店(その他小売店) 9:00 ~ 23:00

エ その他提出書類・2 その他立地法の指針に関する事項・「(4) 防災・防犯対策への協力」

(ア) 当該施設には約200店(物販店舗以外も含む)の専門店があるため、営業時間については現時点では検討・調整中であるが、地域の意見を考慮し、繁忙期を除く、通常期営業時間の閉店時刻の繰上げについて可能な限り実施し、今後も継続し検討・調整する。

(検討中通常期営業時間)

a A棟 核店舗(株式会社マイカル) 食品雑貨売場等 1F 9:00 ~ 23:00、その他
9:00 ~ 22:00

b A棟 専門店(その他小売店) 10:00 ~ 22:00

c B棟 専門店(その他小売店) 10:00 ~ 22:00

(イ) 防犯対策

a 営業時間内外において、定期的に店舗内および周囲・駐車場・駐輪場等において、警備員が巡回を行うとともに、警備員のみならず従業員も積極的に声かけに努め施設管理の強化を図り、防犯および青少年非行防止に努める。

b 併設施設であるアミューズメント施設においては、単独での深夜営業は行わず、モール専門店と同時間内での営業とする。

オ 届出書(法第5条第1項)・6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項・

「(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯」

(ア) A-1、A-2 8:30 ~ 翌0:30 (年間60日以内7:30 ~ 翌0:30)

(イ) A-3、A-4 8:30 ~ 22:00 (年間60日以内7:30 ~ 22:00)

(ウ) A-5、A-6、A-7、A棟4F、A棟5F、A棟6F、B-1、B-2、B-3、B棟屋上、C-1 8:30 ~ 翌0:30
(年間60日以内7:30 ~ 翌0:30)

3 変更する理由

(1) 同時期に開業するフォレオ大津一里山の出店の影響を加味し、広域的な見地で交通量予測を行うことにより、課題を明確化させ、交通渋滞の緩和に広域かつ有効な交通対策の実施を追記するため。

(2) 公共交通機関の具体的利用促進策実施による、自家用自動車以外での来店の促進に努めるとともに、地域住民が広く日常生活に利用できる公共交通網を整備し地域生活の利便性向上に配慮したことを追記するため。

(3) 近隣の生活用道路への来退店車両の進入を防止および交通安全確保に配慮するとともに、計画来退店経路誘導の周知徹底を図ることを追記するため。

(4) (仮称)琵琶湖養育院病院南東交差点付近等、誘導経路の周知・徹底を図るとともに、交差点改良等適切な交通対策の実施を検討していることを追記するため。

(5) 朝の通勤時間帯と、来店車両の重複による交通渋滞の発生および、地元意見に配慮し通常期営業時間について継続して検討することを追記するため。

(6) 防犯や青少年の非行防止の対策強化への取り組みを追記するため。

(7) 開業後に交通渋滞等の問題が生じた場合には、当社と地域住民との協議の場を設けるとともに、警察機関、道路管理者等、関係機関と継続して協議を行い、広域的に、有効かつ適切な対策を検討し実施に努めることを追記するため。

4 届出年月日 平成20年9月4日

5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成20年9月17日から平成21年1月19日まで